


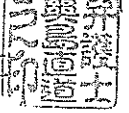
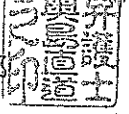






基本事件 令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件  
 同第172号, 同第197号, 同第348号, 同第509号  
 令和3年(ワ)第254号, 同263号 損害賠償請求事件  
 原告 入江 須美 外30名  
 被告 国 外2名

準備書面12

2022年11月10日

松山地方裁判所民事1部 御中

上記原告ら代理人	弁護士	奥島 直道	
	同	草薙 順	
	同	西嶋 吉光	
	同	加納 雄二	
	同	湯川 二郎	
	同	八木 正雄	
	同	山中 真人	
	同	水野 泰孝	
弁護士奥島直道	復代理人	栗谷 しのぶ	

直送済

## 第1 大森仲男・勝子夫婦及び入江善彦の死亡と西予市の過失との因果関係

1 野村ダム事務所から異常洪水時防災操作によって毎秒1750トンの放流量になることの通知を受けていながら、その情報を住民に伝えようとしなかった西予市には、災害対策基本法56条に違反する国家賠償法上の過失が認められる。

西予市に過失がなく、屋内にいる住民に対して、急激に家が飲み込まれる程度の放流がされることを知らせていれば、住民は避難の必要性を十分に理解できて、避難することができた。住民は、屋内にいたのでは死んでしまうわけなので、避難しなければならないと考えるだけではなく、家屋が飲み込まれる状態を想像して怖くなり、遅れてはいけないという気持ちが働き、おのずと早めに避難をしたはずである。

### 2 大森仲男・勝子の場合

西予市野村町野村10号286番地に住んでいた大森仲男・勝子夫婦は、これまで自宅が浸水被害を受けたことはなかった。まさかこんなに早く自宅が濁流の浸水被害を受けると予想できず、急激な天井を超える浸水に逃げ遅れて死亡した。仲男は部屋の中で、勝子は玄関先で倒れて亡くなっていた。自宅の玄関付近に避難のために持ち出そうとした荷物が散らばっていたことから、大森夫婦は、避難のための準備をしていたことが窺われる。

当日勝子は、早朝の勤務に出ていたが、避難指示がでていることを聞いて家に戻った。障害をもつ夫仲男と避難しようとしていた矢先の出来事だったと思われる。勝子は、バイト先から家に帰る途中、近所の人と話をしたりしている。多くの住民が競って避難している状況ではなかったもので、様子を見て避難しようと考えたと思われる。家の天井までの浸水被害を受けること、急激に浸水被害を受けることが伝えられていれば、早急に避難をして、危難を免れたはずである。消防団員からの声掛けはあったが、その消防団員でさえ、いつ、ど

の程度の浸水被害が生じるのかを知らされていないので、声掛けは抽象的な形で行われて、切迫性を持っては行われていなかった。

勝子は、昭和30年ぐらいから自宅に住んでいるが、これまで浸水被害を受けたことがなかった。自宅は川から150メートルぐらい離れている。自宅の前には、川に並行して道路がある。川の堤防から道路までは勾配が4・5メートルあるので、水が堤防を越えて氾濫したとしても、道路を超えるのにはかなりの時間がかかると思われた。

大森宅には、水が道路を越えて浸水したのではなく、下水を通して浸水したので、予想以上に早く浸水を受けた。これまで西予市野村町では水害についての訓練が行われたことがなく、ハザードマップも作成されていないので、大森夫婦は下水から浸水してくることを知らされていないかった。大森夫婦の予想に反して急に浸水を受けることになった。

大森宅には防災無線が設置されていた。大森宅は建坪68平方メートルの比較的小さい家であり、防災無線は玄関奥の居間に設置されており、防災無線はよく聞こえたはずである。防災無線によって、大量の放流がなされて、二階の家の天井に達するぐらいの浸水被害を受けるので、直ちに避難する必要があることが放送されたのであれば、準備したものだけを持って、大森夫婦は直ちに避難をしたはずである。そうすれば、命を失うことはなかった。

防災無線は、午前6時01分までに3回放送をされているが、それ以降使用されていない。なぜこの重要な情報を伝えるべき時間帯に防災無線を使用して放送をしなかったのか理解できない。

防災無線に限らず、消防車のサイレンや防災スピーカーによる放送、消防団の再度の声掛けなどによって伝えられれば、大森夫婦は事態が急変して危難が迫っていることを認識できて避難したはずである。

以上のことから、西予市の過失と大森夫婦の死亡には因果関係が認められる。

### 3 入江善彦（以下、「善彦」という。）の場合

善彦は車に乗って逃げようとしたが、逃げ遅れたために、車と一緒に水に飲み込まれて、車の中で死亡した。

善彦と最後に会った藤本一三（以下、「藤本」という。）が善彦の家に行ったのは、午前6時を過ぎていた（甲B25）。その後、藤本は善彦の家のソファにすわって、善彦さんと話をしている。善彦は「まだ、3メートルある。」といて、水と堤防までの高さが3メートルぐらいあること、まだ時間的に余裕があつて、慌てて避難するほどではないことを話している。そうしているうちに、消防団の人が声をかけに来た。その後、妻である入江須美が仕事に出かけようとして、家の奥から出てきた。その後に藤本は善彦の家から出ている。

このような状況であるから、仮に、西予市が6時08分の野村ダムからの毎秒1750トンの通知を受けて、家屋内にいる住民に防災無線、消防車のサイレンや防災スピーカーによる放送、消防団の再度の声掛けなどで、避難を強く呼びかけていたのであれば、それを善彦は藤本と一緒に自宅の中で聞いたはずである。善彦の家にも防災無線が設置されていた。藤本から促されるまでもなく、善彦は状況が急変したことを知って、藤本と一緒に家を出て避難したはずである。家の近くに駐車している愛車に乗れば、1分以内に高いところへ避難することができた。その結果、命を失うことはなかった。従って、西予市の過失と善彦の死亡との間には因果関係がある。

また、藤本が家から出たのちに防災無線・サイレンなどでの強く避難の呼びかけを聞いたとしても、善彦は家屋が飲み込まれるほどの放流がされることを知って、早めに避難をしたはずである。従って、この場合にも西予市の過失と善彦の死亡との間には因果関係がある。

以上